義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)(以下「無償措置法」という。)第13条の規定による採択を行うため、令和8年度に相模原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書に係る採択基本方針を次のとおり定める。

1 教科用図書の採択について

- (1) 令和7年度は次の教科用図書を採択する。
 - ア 相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和8年度に使用 する教科用図書
 - イ 相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和8年度に使用 する教科用図書
 - ウ 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「小中学校等」という。) において令和8年度に使用する特別支援教育関係教科用図書
- (2) 小中学校等において令和8年度に使用する教科用図書は、無償措置法第14条の規定により、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和39年文部省令第2号)第6条各号に掲げる場合を除き、令和6年度に採択した教科用図書と同じものを採択する。
- (3) 小中学校等において令和8年度に使用する特別支援教育関係教科用図書は、 文部科学省が発行する「令和7年度用一般図書契約予定一覧」から各学校が調 査研究した図書を、別表の令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研 究の観点に基づいて採択する。

2 教科用図書採択における基本原則

- (1) 相模原市を一地区として採択する。
- (2) 小中学校等において使用する教科用図書は、学校教育法(昭和22年法律第26号) 附則第9条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録(令和8年度使用)」に登載されている教科用図書のうちから採択する。
- (3) 外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられないよう、静ひつな採択環境を確保するとともに、採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられ

ることのないよう関係者の意識の啓発に努める。

- (4) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。
- (5) 採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、 採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努める。